

埼玉県大規模小売店舗立地法事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）に係る大規模小売店舗の新設、変更等の事務処理に関し、必要な事項を定める。

(適用)

第2条 大規模小売店舗の新設、変更等の届出については、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「施行令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第3条 この要綱において使用する用語は、特に定めるもののほか法、施行令及び施行規則において使用する用語の例による。

(計画概要書)

第4条 埼玉県（以下「県」という。）は、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出を行う者（以下「届出を行う者」という。）に対し、必要に応じて、届出に先立って計画概要書の提出を求める。

2 届出を行う者は、計画概要書を別に定める記載例を参考に作成し、県へ8部提出する。ただし、当該届出に係る大規模小売店舗及びその附属施設（以下「大規模小売店舗等」という。）の敷地が複数の市町村に属するときは、その市町村の数が増すごとに2部、その市町村に存する商工会又は商工会議所（以下「商工会等」という。）並びに大規模小売店舗等の計画地と接する公道の道路管理者（以下「関係する道路管理者」という。）の数が増すごとに1部追加する。

3 県は、前項により提出された計画概要書を次の各号のとおり送付する。

(1) 当該届出に係る大規模小売店舗等の敷地の属する市町村（以下「所在地市町村」という。）及び関係する周辺の市町村（以下「関係市町村」という。）へ各2部送付する。

(2) 所在地市町村を所管する県の機関である地域振興センター（以下「所管地域振興センター」という。）、所在地市町村の商工会等（以下「所在地商工会等」という。）及び関係市町村の商工会等（以下「関係商工会等」という。）へ各1部送付する。

(3) 関係する道路管理者ごとに各1部送付する。

4 関係市町村とは、当該届出に係る店舗から半径500mの範囲にある市町村をいう。ただし、地域の実情を勘案し、県が必要であると認める場合には、関係市町村の範囲を拡げることができる。

5 県は、隣接する他の都県に属する特別区又は市町村が、関係市町村に該当する場合には、関係都県と協議の上、提出部数の追加を決定する。

(交通協議の実施)

- 第5条 県は、届出を行う者から計画概要書が提出されたときには、所在地市町村に対して、交通協議の開催を依頼する。
- 2 所在地市町村は、前項の依頼があったときには、交通協議を開催するよう努める。
- 3 交通協議の構成員は、県（大規模小売店舗立地法所管課（「以下「所管課」という。）及び県警察本部（所轄署を含む。））、所在地市町村、関係市町村及び関係する道路管理者とする。
- 4 県は、交通協議の実施に際し、関係行政機関との個別協議や交通調査の結果等必要なデータの収集、作成を設置者に求める。

(動的交通シミュレーションの実施)

- 第6条 県は、原則として店舗面積が10,000㎡以上の店舗の新設又は必要と認められる場合には、設置者に動的交通シミュレーションによる交通予測を求める。

(新設、変更等の届出)

- 第7条 設置者が県に提出する次の各号に掲げる届出及び書類の提出部数は、20部とする。ただし、所在地市町村及び関係市町村の数が増すごとに2部、所在地商工会等、関係商工会等及び関係する道路管理者の数が増すごとに1部追加する。
- (1) 法第5条第1項の規定による届出
- (2) 法第5条第2項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。）の書類
- 2 設置者が県に提出する次の各号に掲げる届出及び通知の提出部数は、7部とする。ただし、所在地市町村及び所在地商工会等の数が増すごとに1部追加する。
- (1) 法第6条第1項の規定による届出
- (2) 法第8条第7項の届出又は通知
- (3) 法第9条第4項の届出
- 3 設置者が県に提出する次の各号に掲げる届出の提出部数は、14部とする。ただし、軽微変更又は説明会を掲示に代える規定を適用する場合を除き、所在地市町村、関係市町村、所在地商工会等及び関係商工会等の数が増すごとに1部追加する。
- (1) 法第6条第2項の規定による届出
- (2) 法附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出
- 4 設置者が県に提出する次の各号に掲げる届出の提出部数は、4部とする。ただし、所在地市町村及び所在地商工会等の数が増すごとに1部追加する。
- (1) 法第6条第5項の規定による届出
- (2) 法第11条第3項の規定による届出
- 5 県は、第1項から第4項の届出等を次の各号のとおり送付する。
- (1) 第1項の届出及び書類並びに第3項の届出については、所在地市町村、関係市町村及び所管地域振興センターへ各2部、所在地商工会等、関係商工会等及び関係する道路管理者へ各1部送付する。
- (2) 第2項の届出及び通知については、所在地市町村及び所在地商工会等へ各1部、所

管地域振興センターへ2部送付する。

- (3) 第4項の届出については、所在地市町村、所在地商工会等及び所管地域振興センターへ各1部送付する。

(届出等の公告)

第8条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む）、法第6条第6項、法第8条第3項、法第8条第6項及び法第9条第3項の規定による公告は、埼玉県報その他県ホームページ等の県が適切と認める方法により行うものとする。

(届出等の縦覧)

第9条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。）、法第8条第3項及び法第8条第6項の規定による縦覧は、所管課及び所管地域振興センターにおいて行う。

2 県は、前項のほか、必要と認める方法により縦覧を行うことができる。

3 前2項の縦覧できる日及び時間は、前2項の施設の開庁日及び開庁時間内とする。

(軽微な変更の通知)

第10条 県は、設置者から提出された軽微変更適用願（様式第1）に基づき、施行規則第8条で定める軽易な変更該当すると認めるときは、その旨を設置者及び所在地市町村に通知する。

(説明会の開催回数)

第11条 法第7条第1項の規定による説明会の開催については原則1回とし、施行規則第11条第1項ただし書きにより県が必要と認める場合の開催回数は、次のとおりとする。

(1) 法第5条第1項の規定による届出に係る説明会であって、店舗面積の合計が

10,000㎡以上のもの 2回

(2) 法第5条第1項及び法第6条第2項（法附則第5条第1項の規定による届出を法第6条第2項の規定による届出とみなす場合を含む。）の規定による届出に係る説明会であって、当該大規模小売店舗の営業時間又は荷捌きを行う時間帯が2時から翌6時までの時間帯に及ぶとき 2回

(3) 前2号のほか、特に県が必要と認めた場合には、3回を上限として、知事が指定する回数

2 前項の規定にかかわらず、特別な事情があると認められる場合には、県は説明会の開催回数を減ずることができる。

3 県は、第1項第3号の規定に基づき説明会の回数を指定した場合及び前項の規定に基づき説明会の開催回数を減じた場合は、その旨を届出者及び所在地市町村へ通知する。

4 説明会開催者は、説明会の開催の場所及び日時等について市町村の意見を聴くこと等により、地域の多くの住民等が説明会に参加できるように努めるものとする。

(説明会を掲示に代える場合)

第12条 県は、設置者から説明会開催免除適用願（様式第2）が提出された場合で、施行規則第11条第2項に基づき、説明会を開催する必要がないと認めるときには、その旨を設置者及び所在地市町村に通知する。ただし、県は、説明会を開催する必要がないと認めるに当たり、所在地市町村に意見を聴かなければならない。

2 施行規則第11条第2項の規定による掲示は、様式第3により届出等が縦覧に供されている期間行うものとする。

（説明会の開催の公告）

第13条 法第7条第2項に規定する説明会の開催の公告の範囲は、次のとおりとする。ただし、県は、地域の実情を勘案し、必要があると認める場合には、説明会の開催の公告の範囲を拡げることができる。また、説明会の開催の公告の範囲のうち、県以外の地域については、関係都県と協議の上、決定する。

(1) 法第5条第1項の規定による届出に係る説明会であつて、店舗面積の合計が10,000㎡未満のもの、又は、法附則法第5条第1項及び法第6条第2項の届出に係る説明会の場合は、当該大規模小売店舗を中心とする半径500mの区域

(2) 法第5条第1項の規定による届出に係る説明会であつて、店舗面積の合計が10,000㎡以上のものは、当該大規模小売店舗を中心とする半径1kmの地域

2 前項の規定により公告する事項として県は、法第7条第2項に定める事項のほか、次に掲げる事項を求めるものとする。

(1) 当該大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 当該大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(3) 当該大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(4) 開店時刻及び閉店時刻

3 第1項の規定による公告の方法については、時事に関する事項を掲載する3紙以上の日刊新聞への折り込みチラシ、ポスティング（業者委託による全戸配布）の方法又は県が適切と認める方法とする。

（説明会を開催することができないと認める場合）

第14条 説明会開催者は、その責めに帰することができない事由で法第7条第1項で規定する説明会を開催することができない場合には、その旨を説明会開催不能報告書（様式第4）により県に報告する。

2 県は、前項の報告を受け、施行規則第13条第1項に掲げる事由に該当すると認めるときは、その旨を説明会開催者、所在地市町村及び所在地商工会等に通知する。

（説明会実施状況報告書の提出）

第15条 説明会開催者は、説明会開催後（法第7条第4項の規定による周知を行った場合を含む。）、すみやかに説明会実施状況報告書（様式第5）を県に提出する。

2 設置者は、施行規則第11条第2項の規定による掲示が行われた場合、すみやかに説明会を掲示に代えた報告書（様式第6）を提出する。

(意見書の提出)

第16条 法第8条第2項の規定に基づき意見を述べようとする者は、原則として意見書(様式第7)により、所管課に提出する。

(意見書の公告及び縦覧)

第17条 県は、法第8条第2項の規定により述べられた意見のうち、個人情報保持又は公序良俗に反すると認められるものについては、その全部又は一部について法第8条第3項の規定による公告及び縦覧を行わない場合がある。

(県の意見)

第18条 県は、法第8条第4項の規定により意見を述べた場合又は意見を有しない旨の通知をしたときには、その旨を所在地市町村及び所在地商工会等へ通知する。

(添付書類変更願の提出)

第19条 設置者は、法第8条第4項の規定により県から意見を述べられ、変更しない旨の通知を行った届出について、添付書類の内容を変更しようとするときには、添付書類変更願(様式8)を県に提出する。

(勧告)

第20条 県は、法第9条第1項の規定により勧告したときには、その旨を所在地市町村及び所在地商工会等へ通知する。

(公表)

第21条 県は、法第9条第7項の規定による公表をするときには、埼玉県公報に公告するほか、報道機関等への資料提供その他県が適当と認める方法により行う。

2 法第9条第7項の規定により公表する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 法第9条第1項の規定による勧告に係る届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 従わないこととされた法第9条第1項の規定による勧告の内容
- (5) その他知事が必要と認める事項

3 県は、法第9条第7項の規定による公表をするときは、その旨を届出者に通知する。

4 県は、法第9条第7項の規定による公表をしたときには、その旨を所在地市町村及び所在地商工会等へ通知する。

(届出書の取り下げ)

第22条 設置者は、法第5条第1項の届出をした店舗について、新規開店以前に出店計画をとり止めるときには、届出取下書(様式第9)を県に提出する。

2 法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出について、変更する日以前に変更計画をとり止めるときについても前項と同様とする。

(附則)

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。